

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(対馬森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成22年	4月	1日
至	平成27年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(対馬森林計画区)

(第2次変更計画)

計 画 期 間

自	平成22年	4月	1日
至	平成27年	3月	31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成22年3月策定、「平成23年3月変更」計画期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「④その他」を上記理由により追加変更する。
- (3) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「④ 林道の開設及び改良の総量」の開設路線数並びに開設延長、改良箇所数並びに改良延長を上記理由により変更する。
- (4) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「⑤ 治山総量」の保安林整備面積を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 -----	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項 -----	1
④ その他 -----	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 -----	1
④ 林道の開設及び改良の総量 -----	1
⑤ 治山総量 -----	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

機能類型に応じた管理経営については、「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要の施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④ その他

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型			公益的機能別施業森林			
			水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
水土保全林	国土保全タイプ	土砂流出崩壊防備	○	○		
		気象災害防備 (飛砂、風害、潮害、雪害、霧害等の気象害の防備)	○	○	○	
		生活環境保全 (防音や大気浄化による生活環境の保全)	○		○	
		水源涵養タイプ	○			
森林と人の共生林		自然維持タイプ	○	○		○
		森林空間利用タイプ	○	○		○
資源の循環利用林			○			

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
本計画	8	10,700	7	1,500
前計画	1	1,000	4	650

⑤ 治山総量

区 分	保安林整備 (ha)	保全施設 (箇所)
本 計 画	<u>318</u>	25
前 計 画	160	14

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(対馬森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自 平成22年4月 1日

至 平成27年3月31日

(平成24年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

平成23年7月に閣議決定された、森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、所要の計画量を変更することに加え「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正に基づいた変更を行うこととし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成24年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成22年3月策定、「平成23年3月変更」計画期間：平成22年4月1日～平成27年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(6) 伐採総量」の「(再掲)市町村別内訳」を上記理由により追加変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
- (3) 「4 治山に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。

目 次

2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(6) 伐採総量	1
3	林道の整備に関する事項	2
4	治山に関する事項	3

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(6) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分		林			地		林地以外	合 計
		主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
水 土 保 林	国土保全タイプ	536	19,641 (282)	20,177	4,254	86,500	-	86,500
	水源かん養タイプ	-	14,514	14,514				
	スギ長伐期	857	46,163	47,020				
	その他の人工林	-	1	1				
	小 計	857	60,678 (807)	61,535				
	計	1,393	80,319 (1,089)	81,712				
森 林 と 人 と の 共 生 林	自然維持タイプ	-	28 (1)	28				
	森林空間利用タイプ	-	506 (5)	506				
	計	-	534 (6)	534				
資 源 の 循 環 利 用 林	ヒノキ中径材	7,451	652	8,103	/	/	/	/
		-	-	-				
		-	-	-				
	計	7,451	652 (6)	8,103				
合 計	8,844	81,505 (1,101)	90,349	4,651	95,000	-	95,000	
年 平 均	1,769	16,301 (220)	18,070	930	19,000	-	19,000	

注 () は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市町村名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
対馬市	8,844	81,505	90,349	/	/	/	/

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	浅藻林道	1 (327)	<u>800</u>	
		<u>知首山 3 4 0 林道</u>	1 (340)	<u>1,800</u>	
		西龍良 3 2 1 林道	1 (321、322)	1,400	
		豆殿龍良山 3 3 1 林道	1 (331)	<u>3,000</u>	
		<u>北五郎林道</u>	<u>1 (316)</u>	<u>400</u>	
		<u>豆殿龍良山 3 2 4 林道</u>	<u>1 (324、325)</u>	<u>1,600</u>	
		<u>下原山 3 3 4 林道</u>	<u>1 (334、342)</u>	<u>800</u>	
		<u>有明林道</u>	<u>1 (344)</u>	<u>900</u>	
	改 良	有明林道	1 (343)	500	舗装
		北五郎林道	1 (316)	300	舗装
		日見林道	1 (336)	100	舗装
		一重林道	1 (306)	100	舗装
		知首林道	1 (340)	100	舗装
		<u>有明 4 3 支線</u>	<u>1 (343)</u>	<u>100</u>	<u>舗装</u>
		<u>西龍良支線</u>	<u>1 (321)</u>	<u>300</u>	<u>舗装</u>
計	開 設			<u>10,700</u>	8 路線
	改 良			<u>1,500</u>	7 箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
308、310、312、316～320、 <u>323～325</u> 、 <u>327～337</u> 、341～343	保安林整備	本数調整伐	<u>289</u> h a
309～344	保安林整備	その他	29 h a
302、306、308、311、313、318、320、324、331、335、336、340、342、344	保 全 施 設	溪間工	18 箇所
<u>316</u> 、332、340、 <u>344</u>	保 全 施 設	山腹工	7 箇所
計	保安林整備		<u>318</u> h a
	保 全 施 設		25 箇所